台湾電気法改正：

自由化されたグリーンエネルギー市場に向けて

著者：ポーシン・オゥー（Po-Hsiang Ou）
2017年１月

台湾の立法院は2017年1月11日に電気法の大幅な改正案（以下“改正案”とする）を可決しました。そしてこれは大統領が公布した後すぐに執行されることになります。台湾の電力市場の国家独占の構造と全体的な規制の枠組みは、50年以上前に確立されました。この改正案では、今や電力市場の自由化を図り、再生可能エネルギーの使用と開発さらに促進することになります。 また、新しい政府機関である電気規制当局も設立されます。 私どもはこの改正案がもたらす様々な変更のうち、再生可能エネルギー事業に影響を及ぼす可能性のある5つの重要な変更を以下に要約いたしました。

1.　強い政治的意思

まず第一に、この改正案では、エネルギー転換の促進、炭素排出量の削減、より多様な電力供給の推進、持続可能な開発の達成がその目的に含まれていることが同法第1条において明確に述べられています。

また同法第95条では、すべての原子力発電所を2025年までに廃止することを規定しています。その上、本改正では、以下に説明するように再生可能エネルギーに関する諸問題を具体的に説明しています。これは単に前述した政策目標の繰り返しに過ぎないようにみられるかもしれませんが、これら

写真提供：デニス・チャン　（Denise Chuang）

の目標と政策の方向性が現在法律化され、政府はエネルギー市場の自由化と再生可能エネルギーへの移行を実施する法的義務を負うことになります。

２．グリーンエネルギーへのメリット

再生可能エネルギーへの移行を確実に遂行するために、改正案には、グリーンエネルギーの開発を促進するためのいくつかの政策が含まれています：

(1)　再生可能エネルギーの直接販売と価格柔軟性

新規法によれば、電力市場は3つの事業タイプに分けられます:

それらは（１）発電、（２）送電および配電（グリッド（配電）オペレーターは依然として国営のままとなるでしょう）、最後に（３）電力販売・小売業であります。

この法律では、再生不可能エネルギーの発電者／発電会社は、ユーザに電力を直接販売するのではなく、小売業者またはグリッド（配電）オペレーターにのみ電力を販売することが要求されていますが、再生可能エネルギー発電者／発電会社はこの制限に拘束されません。
さらに、他の公益事業小売販売とは異なり、再生可能エネルギーの小売価格は現在、当局によって発表されたさまざまな価格規則や基準による規制はありません。

しかしながら、再生可能エネルギーの小売販売および直接販売は、近い将来に公布が予定されているその他の規制に遵守する必要があるかもしれません。

（２） **接続と配電を優先**

グリッド（配電）オペレーターに電力を販売する再生可能エネルギー発電者／発電会社にとって、彼らが生産した電力が最大限に購入されることを確保することは重要なことであります。

この法律は、この問題を具体的に説明しており、パワーシステムの安全性と安定性を確保することを条件として、グリッド（配電）オペレーターが再生可能エネルギーの接続と配電を優先することを要求しています。

同様の規則が再生可能エネルギー開発法に規定されていますが、再生可能エネルギーへの移行がエネルギーの自由化とともに行われることを確実にするために、電気法においてこの義務を確定することは依然として重要で欠かせないものであります。

(3) 炭素係数の導入

最後に大切なことですが、改正案では、発電プロセス中に生成される単位電力当たりのCO2排出量として定義される電気炭素排出係数「炭素係数」の概念を紹介しています。

炭素係数は電力配電料金やその他の補助サービス料金と関連しており、つまりは、再生可能エネルギー供給業者は比較的に低い炭素係数を示しているため、安いサービス料金の恩恵をこうむることが出来ます。
さらに、同法律は、ユーティリティ小売業者がある一定の炭素係数基準を遵守し、再生可能エネルギーの購入を促進することも要求しています。
炭素係数に関するこれらの規則の施行に関する詳細規制はまだ発表されていません。

３．新しい規制当局

改正案のもう一つの特に興味深い特徴には、エネルギー改革を推進し、電力市場を監視するための電気規制局（“ERA”）の設立があります。

ERAの権限には、１．電力ライセンスの発行、2. 電気市場、電力需要と供給、電力配電などの監視と管理、3. 炭素関連規則のコンプライアンスの徹底　4. 電力会社とユーザー間の紛争の仲介が含まれます。

改正案によると、ERAは主に市場規制当局として機能するために設立されます。

しかしながら、将来のERAがどのくらい「独立」したものとなるのか、またはERAと現在の規制当局であるエネルギー局（BOE）の間でどのような権限の配分がなされるのかは全く明らかではありません。

実際、この法律において、ERAは中央管轄機関である経済省（MOEA）によって「指命」されるものと規定されており、MOEAは依然として全体的な電力政策、技術安全規則、そして最も重要なのは電力の価格規則 などを発行、規制し、これらはBOEによって施行されるものとしています。

制度上の観点からは、現在のBOEと将来のERA間に大きな違いはありません。
ERAがまさにどのように自由化を促進し、他の機関との調整を行うのか、あるいは実際ERAがより大きな規制上の負担を生み出すのかどうかは、依然としてわかりません。

４．　再生可能エネルギー一への移行のためのコスト増加

この改正案は、再生可能エネルギー一供給者にいくらかの恩恵をもたらしますが、その一方で再生可能エネルギー一のコストを引き上げる可能性のある規則もあり、最も顕著なものとしてはリザーブマージンの要件と地方政府への金銭的な貢献などがあります。：

(1)　リザーブマージンの維持

最も論争の的になっている改正案の特徴の1つは、電力をユーザに販売する際に、電力発電者／発電会社および小売業者がリザーブマージンを維持しなければならないという義務があります。
これは、再生可能エネルギー一供給者が効果的なエネルギー一貯蔵システムを確立するか、または他の電力事業者からリザーブマージンを購入する必要があることを意味しています。

しかしながら、同法律では現在、「一定量を下回る生産能力を有する再生可能エネルギー一発電者／発電会社」はこの義務から除外されており、この「一定量」は規制において特定されるべきとしています。
立法院で行われた討論によれば、免除量は2MWとなる見通しであり、これは、大規模な風力および太陽エネルギー一供給者がリザーブマージン義務から免除されないことを意味しています。

（２）地方電力開発ファンド

現在の金銭的寄与のプラクティスと地域社会への補償は、台湾電力会社（Taipower）の規則において定義されていますが、この寄付要件は民間開発業者には法的に適用されません
この改正案では、現在、大風力および太陽エネルギー一供給者を含むすべての発電者・発電会社が対象となるこの義務を正式に成文化しました。

これは絶対的な意味ではコストを増加させないかもしれませんが、このプラクティスの合法化は、施行規則がどのように起草されているかにもよりますが、柔軟性が弱まることを暗示しているのかもしれません。

５．Taipower（台湾電力会社）の将来

最後に、この改正案が、6年から9年の過渡期を経て「本当の」エネルギー一自由化に導いていくかどうかは不明であります。この過渡期ではTaipower（台湾電力会社）が持株会社に変わり、同社の発電部門と配電部門が別々の子会社に移転することになります。

BOE（エネルギー一局）は、エネルギー一自由化はTaipower（台湾電力会社）の民営化を意味するものではないことを繰り返し強調してきました。
この法律は実際に競争に関する法的枠組みを提供していますが、単にTaipower（台湾電力会社）の地位を国家独占から自然独占に変えるに過ぎません。
Taipower（台湾電力会社）は近い将来、台湾の唯一残された主要プレーヤーとなる可能性が非常に高いです。
まさに再生可能エネルギーの競争力は、新技術の開発だけでなくさらに詳細な規制にも左右されるでしょう。

電気法の改正案は台湾におけるエネルギー一事業の新しい枠組みを確立しますが、これには賛否両論があります。なぜなら現在、多くの不確定要素が存在しているからです。これらの不確定要素は 詳細な施行規則の不備、将来のERAの不明確な構造、再生可能エネルギー一開発法との関係が定義されていない、およびTaipower（台湾電力会

社）の不透明な将来像により生じています。

しかしながら、これらの不確定要素は、確立されたプラクティスを変え将来のルールを形成する機会をもたらすことにもなります。そしてそれは台湾の急成長する再生可能エネルギー市場に関心を持つ事業者が主に焦点をあてるべき点であります。

著者:

ポーシン・オゥー(Po-Hsiang Ou),　アソシエート
ph.ou@eigerlaw.com

北川恵子（ビヨークマン）日本顧客部門代表者
keiko.b.kitagawa@eigerlaw.com

DISCLAIMER
This publication is not intended to provide accurate information in regard to the subject matter covered. Readers entering into transaction on the basis of such information should seek additional, in-depth services of a competent professional advisor. Eiger Law, the author, consultant or general editor of this publication expressly disclaim all and any liability and responsibility to any person, whether a future client or mere reader of this publication or not, in respect of anything and of the consequences of anything, done or omitted to be done by any such person in reliance, whether wholly or partially, upon the whole or any part of the contents of this publication. This work is licensed under the Creative Commons Attribution-ShareAlike 3.0 Unported License. To view a copy of this license, please visit http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/.